

地域福祉推進計画素案に パブリックコメント (市民の意見)募集

市では、社会福祉協議会と連携し、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して生活できるように、お互いに助け合い、支え合う温かい地域づくりに取り組んでいます。これまで、市と社会福祉協議会がそれぞれの役割に応じて地域福祉を推進するために、個別に策定していた「八幡市地域福祉計画」と「八幡市地域福祉活動計画」を一層実行性を高める計画とするために両計画を一体的に策定することとし、このたび、平成25年度から平成29年度までの5カ年間を計画期間とする「八幡市地域福祉推進計画」として素案をまとめました。

この素案について、市民の皆さんのご意見を募集します。

◇募集期間 12月10日(月)～25日(火)
◇募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人



助け合って避難訓練に取り組む市民の皆さん

◇提出先 福祉総務課または社会福祉協議会

◇提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送 〒614-8501 (住所記載不要) 福祉総務課または、〒614-8009 3 (八幡三本橋59-9) 社会福祉協議会

②FAX 982-7988 (市役所) または 983-5798 (社会福祉協議会)

③市または社会福祉協議会のホームページからメール送信

④福祉総務課(市役所1階)または社会福祉協議会へ持参

◇計画素案の閲覧場所 計画素案の具体的な内容につきましては、市役所2階の閲覧コーナーおよび福祉総務課と社会福祉協議会窓口、各ホームページでご覧いただけます。

◇その他 電話など口頭でのご意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承下さい。なお、公表する場合は、意見の内容以外に公表しません。

◆問い合わせ 福祉総務課 または社会福祉協議会

償却資産

申告は1月31日までに

償却資産とは、会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などです。

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければなりません。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

①耐用年数1年未満の資産

②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)

③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)

◎資産の種類

構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
構築物	建物附属設備 受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く)
	建物の所有者と異なるものが施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務機・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

市税は 納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は12月28日です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都府地方税機構に移りま

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は、納税課では受け付けできません)。なお、振替は、来年度からとなります。

ご活用ください、市職員の出前講座

市職員が講師となり、市民団体やグループ等の会議や会合などに出向き、行政の仕組みや事業、施策などを説明する「出前講座」を行っています。

▽利用できる団体 市内に居住または勤務する人で構成する団体。

※会場の手配や開催のお知らせ、当日の進行は、申し込みされた団体でお願いします。

◇申し込み(依頼) 出前講座を希望される団体

バリアフリー改修で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

〔減額の要件〕

▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

〔手続き〕

改修工事が完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申告してください。(必要に応じて現地確認を実施)



※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれの申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 資産税課

被災地から市内に 避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせて終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課